

平成31年（ワ）第11049号 共通義務確認請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 株式会社ONE MESSAGE 外1名

訴えの変更申立書

令和2年7月3日

東京地方裁判所 民事第4部合議B係 御 中

原告訴訟代理人

弁護士 仲 居 康



同 瀬 戸 和



同 北 後 政



同 安 藤 博



第1 商品等目録及び対象消費者目録の変更

原告は、訴状における対象消費者目録及び商品等目録について、本書面の別紙「商品等目録」及び別紙「対象消費者目録」に変更する。

第2 請求の趣旨の変更

原告は、被告らに対する請求について、下記の請求の趣旨に変更する。

記

- 1 被告株式会社ONE MESSAGE及び被告泉忠司が、別紙対象消費者目録記載（１）の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払う理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を連帯して負うことを確認する。
 - （１）被告株式会社ONE MESSAGEと別紙対象消費者目録記載（１）の対象消費者との間で締結された別紙商品等目録記載（１）の商品又は同目録記載（２）の商品にかかる売買契約に基づき支払われた売買代金相当額及び対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務
 - （２）別紙商品等目録記載（１）の商品又は同目録記載（２）の商品の売買代金の各支払い日から各支払い済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払義務
- 2 被告株式会社ONE MESSAGE及び被告泉忠司が、別紙対象消費者目録記載（２）の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払う理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を連帯して負うことを確認する。
 - （１）被告株式会社ONE MESSAGEと別紙対象消費者目録記載（２）の対象消費者との間で締結された別紙商品等目録記載（３）の商品にかかる売買契約に基づき支払われた売買代金相当額及び対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務
 - （２）別紙商品等目録記載（３）の商品の売買代金の各支払い日から各支払い済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払義務との判決を求める。

以上

第3 請求の趣旨の変更の理由

原告準備書面（3）において、訴状の商品等目録及び対象消費者目録の変更について述べたことに基づき、上記のとおり、変更するものである。

(別紙)

対象消費者目録

- (1) 被告株式会社ONE MESSAGEとの間で、平成28年10月1日以降、別紙商品等目録記載(1)の商品又は同目録記載(2)の商品に係る売買契約を締結し、同契約に基づき代金を支払った消費者

- (2) 被告株式会社ONE MESSAGEとの間で、平成28年10月1日以降、別紙商品等目録記載(3)の商品に係る売買契約を締結し、同契約に基づき代金を支払った消費者

(別紙)

商品等目録

(1) 仮想通貨バイブルDVD 5巻セット

(2) 仮想通貨バイブルDVD 5巻セット及びVIPクラス

(3) パルテノンコース

「ハイスピード自動AIシステム」及びこれに付帯するサービス